

2022年（令和4年）11月10日

藤沢市長 鈴木 恒夫 様

藤沢市個人情報保護制度
運営審議会会長 畠山 関之

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくものその他の新型コロナウイルス感染症対策に関することに係るコンピュータ処理について（答申）

2022年（令和4年）11月1日付けで諮問（第1167号）された感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づくものその他の新型コロナウイルス感染症対策に関することに係るコンピュータ処理について、次のとおり答申します。

1 審議会の結論

藤沢市個人情報の保護に関する条例（平成15年藤沢市条例第7号。以下「条例」という。）第18条の規定によるコンピュータ処理を行うことについては、適当であると認められる。

2 実施機関の説明要旨

実施機関の説明を総合すると、本事務の実施に当たりコンピュータ処理を行う必要性は、次のとおりである。

(1) 諮問に至った経過

新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和二年一月に中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）であるものに限る。）は、新型インフルエンザ等感染症に位置付けられており、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」という。）に基づく対応が必要となっている。

新型コロナウイルス感染症は、これまで感染拡大期を繰り返し、都度、前回の波よりも患者発生数が急増している状態が続いている。

こういった患者のうち、感染症法に基づく入院の対象となる患者については、入院の勧告及び入院医療費を公費負担することとなっているが、これまでの感染急拡大期においては、保健所・医療機関双方の業務がひっ迫し、保健所が入院患者の全数を把握できず、入院患者に

対して行うべき事務処理に速やかに対応できない事態が生じた。その結果、入院勧告や医療機関からの公費請求が遅れるという課題が生じている。

今般、次の感染拡大(第8波)が来ると予想される中、こういった課題を解決するため、新型コロナウイルス感染症患者の入院について保健所・医療機関双方がリアルタイムで情報共有でき、かつ入院勧告及び公費に係る手続きの進捗管理ができるクラウドシステムを導入することを検討している。導入によって、医療機関・保健所間で新型コロナウイルス感染症患者の基本情報、入退院時期や治療の内容、患者の状態、入院勧告及び公費負担決定に係る手続きの進捗状況等を共有することができ、また、情報伝達の効率化が図られることで、入院管理の精度の向上・強化ができる。

このクラウドシステムの活用は、コンピュータ処理に該当することから、藤沢市個人情報の保護に関する条例第18条の規定に基づき、藤沢市個人情報保護制度運営審議会に諮問するものである。

(2) 対象手続

感染症法第15条に基づく新型コロナウイルス感染症の発生状況の調査、第19条、20条、37条、42条に基づく新型コロナウイルス感染症患者の入院に係る患者管理、入院勧告及び公費負担決定に係る手続きの進捗管理

(3) コンピュータ処理を行う必要性

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に備え、保健所・医療機関の業務がひっ迫しても双方が時間の制約等なく、リアルタイムで患者の入院勧告や公費決定までの手続きといった患者管理等を迅速かつ効率的に行う体制を整える必要がある。

加えて、多くの情報を迅速かつ正確に処理することにより円滑な事業運営を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(4) コンピュータ処理で扱う個人情報について

新型コロナウイルス感染症患者のうち、藤沢市保健所が管轄する入院患者に係る次の個人情報

ア 患者の基本情報

- (ア) 氏名
- (イ) フリガナ
- (ウ) 性別
- (エ) 生年月日
- (オ) 年齢
- (カ) 住所
- (キ) 職業

- (ク) 電話番号
- イ 本人からの情報取得が難しい場合の情報取得先
 - (ア) 保護者（入院時保証人等含む）の氏名
 - (イ) 保護者（入院時保証人等含む）の入院患者本人との続柄
 - (ウ) 保護者（入院時保証人等含む）の電話番号
 - (エ) 保護者（入院時保証人等含む）の住所
- ウ 診断情報
 - (ア) 症状
 - (イ) 重症度
 - (ウ) 発症日
 - (エ) 検査日
 - (オ) 診断日
 - (カ) 検査方法
 - (キ) 入院に至った経緯
 - (ク) 妊娠の有無
 - (ケ) 妊娠週数及び出産予定日
- エ 入院に関する情報
 - (ア) 入院日
 - (イ) 入院経過
 - (ウ) 退院日
 - (エ) 隔離解除日
 - (オ) 転院日
 - (カ) コロナ療養に関する以前の入院先
 - (キ) 死亡日
 - (ク) 主な死因
 - (ケ) 死亡までの経過
 - (コ) 保険証の種類
 - (サ) HER-SYS ID
- オ 入院勧告・公費負担にかかる情報
 - (ア) 審査会実施の有無・日付
 - (イ) 応急入院勧告の有無・日付
 - (ウ) 応急入院勧告施行日
 - (エ) 本入院勧告の有無・日付
 - (オ) 本入院勧告施行日
 - (カ) 公費決定通知施行日
 - (キ) 公費受給者番号
 - (ク) 自己負担額（月額）
 - (ケ) 書類送付先住所

(コ) 書類送付先氏名

(5) 安全対策

ア クラウドシステム（kintone）の安全対策

kintone については、サイボウズ株式会社が管理するデータセンターにおいて運用されており、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（Information system Security Management and Assessment Program: 通称、ISMAP（イスマップ））を取得していることから、完全性、可用性、機密性について担保されている。

また、kintone 上の入力データについては、利用規約に基づき、サイボウズ株式会社は閲覧及び利用ができないこととなっており、契約終了後は一定期間経過後に削除される取り決めとなっている。

イ 本市の安全対策

コロナ対策業務に当たる保健予防課及び事務応援職員に 1 人 1 ID を発行し患者情報一覧で取り扱うすべての情報に対し、不正な持ち出し、改ざん、破壊、紛失、漏えい等が行われないよう管理を徹底する。パスワードについても定期的に更新するようシステムで制御する。

また、クライアント証明書をインストールした端末のみからアクセスを可能とし、意図しない端末からのアクセスを遮断する。

医療機関のアカウントについては定期的なパスワード変更を行うとともに、他の医療機関の情報をアプリ上で確認できないよう権限設定を行う。

(6) 実施時期（予定）

2022年（令和4年）11月

(7) 添付資料

- ア 新型コロナウイルス感染症入院患者の流れ
- イ （株）サイボウズ利用規約
- ウ ISMAP 登録ポータル画面
- エ Kintone 活用事例（神奈川県）
- オ 個人情報事務取扱届出書

3 審議会の判断理由

当審議会は、次に述べる理由により、「1 審議会の結論」のとおり
の判断をするものである。

(1) コンピュータ処理を行う必要性について

共新型コロナウイルス感染症の感染急拡大に備え、保健所・医療機関の業務がひっ迫しても双方が時間の制約等なく、リアルタイムで患者の入院勧告や公費決定までの手続きといった患者管理等を迅速かつ

効率的に行う体制を整える必要がある。

加えて、多くの情報を迅速かつ正確に処理することにより円滑な事業運営を行うため、コンピュータ処理を行う必要がある。

(2) 安全対策について

実施機関が「2 実施機関の説明要旨」(5)のア、イにおいて示す安全対策は、次のとおりである。

ア クラウドシステム（kintone）の安全対策

- (ア) 必要最小限の担当者以外の者がデータにアクセスできないようにするための措置
- (イ) 利用後にデータを確実に消去するための措置
- (ウ) 実施機関が受託者の安全対策を確認できるようにするための措置

イ 本市の安全対策

- (ア) システムの不正アクセスを防止するための措置
- (イ) 日常的な安全対策
- (ウ) ネットワークへの不正アクセスを防止するための措置
- (エ) ネットワークからの情報流出を防止するための措置

以上のことから判断すると、安全対策上の措置が講じられていると認められる。

以上に述べたところにより、コンピュータ処理を行うことは、適当であると認められる。

なお、受託者の安全対策の万全性について、本市において確認する方法を検討することを要望する。

以 上